

## 千葉市立幕張海浜病院認知症ケアチーム委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における認知症高齢者及び身体疾患の治療への影響が見込まれる高齢患者に対し、病棟の看護師等や専門知識を有した多職種が適切に対応することで、認知症症状の悪化やせん妄を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられることを目的とした活動を行うため認知症ケアチーム委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 週1回のカンファレンスを開催し症例等の検討を行い、記録する。
- (2) 週1回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症ケアの実施状況を把握し、病棟職員および患者家族に対し助言等を行う。
- (3) 患者の診療を担当する医師、看護師等からのコンサルテーションに随時応じる。
- (4) 認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的に実施する。
- (5) 身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関するマニュアルの作成及び改正を行い、職員に周知する。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師であって、認知症治療に係る適切な研修（2日間、7時間以上）を修了した医師のうち、院長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、認知症看護に係る適切な研修（600時間以上の研修機関で修了証が交付されるもの）を修了した看護師のうち、看護部長が指名した者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、第2条第1項第1号に掲げるカンファレンスのほか、委員長が必要と判断した場合、委員会を開催する。

- 2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。
- 3 委員長は、審議の内容及び結果を院長に報告するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別 表

|      |                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長  | 医師 <sup>※1)</sup> (専任)                                                                                 |
| 副委員長 | 看護師 <sup>※2)</sup> (専任 週16時間以上のチーム活動に従事)                                                               |
| 委 員  | 社会福祉士又は精神保健福祉士 (専任)<br>薬剤師 理学療法士又は作業療法士 管理栄養士 (任意)<br>小児・新生児病棟を除く病棟看護師 <sup>※3)</sup><br>その他、委員長が指名した者 |

※1) 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師であつて、認知症治療に係る適切な研修(2日間、7時間以上)を修了した医師

但し、認知症ケア加算1の要件の解釈により変更

※2) 認知症看護に係る適切な研修(600時間以上の研修機関で修了証が交付されるもの)を修了した看護師

※3) 認知症看護に係る研修(9時間以上)を受けた看護師

附 則

この要綱の制定により、高齢者サポートチーム設置要綱(令和2年4月1日施行)を廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日より施行する。